

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月22日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社エフ・ディー
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03 - 5793 - 2376
【事務連絡者氏名】	代表取締役 丸茂 正人
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社エフ・ディー (東京都千代田区丸の内一丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社エフ・ディーを指し、「対象者」とは、チムニー株式会社を指します。
- (注2) 本書中の表で計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計欄の数値は必ずしも計数の総和と一致しない場合があります。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注8) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注9) 本書記載の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である対象者の普通株式及び新株予約権を対象としています。本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会社の財務情報と同等のものではありません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行います。本公開買付けに関する書類の一部が英語で作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬がある場合には、日本語の書類が英語の書類に優先します。
- (注11) 本書には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果は、「将来に関する記述」を含む明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係人は、将来の記述を含む明示的又は黙示的に示された予測等が

達成されることを保証するものではなく、実際の結果は大きく異なることがあります。本書の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で、公開買付者が有する情報に基づき作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係人は、将来の事象や状況を反映するために、かかる記述を変更又は修正する義務を負いません。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

チムニー株式会社

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

平成18年3月28日開催の第22回定時株主総会及び平成18年4月20日開催の取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権（以下「新株予約権」といいます。）

(3)【公開買付期間】

平成21年11月9日（月曜日）から平成21年12月21日（月曜日）まで（30営業日）

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

応募株券等の総数（7,968,028株）が買付予定数の下限（6,825,000株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成21年12月22日に、報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	7,968,028（株）	7,968,028（株）
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券（ ）	-	-
株券等預託証券（ ）	-	-
合計	7,968,028	7,968,028
（潜在株券等の数の合計）	-	（ - ）

(4)【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（個）(a)	79,681
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（個）(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数（平成21年9月30日現在）（個）(g)	90,995
買付け等後における株券等所有割合 （(a+d) / (g + (b-c) + (e-f)) × 100）（%）	86.76

（注1）「対象者の総株主等の議決権の数（平成21年9月30日現在）（個）(g)」は、対象者の平成21年12月期（第26期）第3四半期報告書（平成21年11月13日提出）記載の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び新株予約権についても買付け等の対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書記載の単元未満株式の数（500株）に係る議決権の数（5個）及び平成21年9月30

日現在の新株予約権の目的となる対象者株式（平成21年10月1日以降本報告日までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。）の数（83,800株）に係る議決権の数（838個）を加えた91,838個を分母として計算しております。

（注2）「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

- (5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】
該当事項はありません。